

令和7年第6回  
教育委員会定例会  
会議録

令和7年6月27日

学校教育部 教育総務課

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年第6回教育委員会定例会	
開催日時	令和7年6月27日（金） 開会時刻午前10時06分 閉会時刻午前11時14分	
開催場所	朝霞市役所 第1委員会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
会議録の確認方法 出席者全員による確認		
傍聴者の数	3人	
その他の必要事項	一部非公開	

令和7年第6回

教育委員会定例会

令和7年6月27日(金)  
午前10時06分から  
午前11時14分まで  
朝霞市役所第1委員会室

- 1 開 会 宣 言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認・訂正
- 4 教育長月間行事の承認
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 案 の 審 議
- 7 そ の 他
- 8 閉 会 宣 言

---

出席者

教 育 委 員 会 教 育 長	二 見 隆 久
教育委員会教育長職務代理者	平 木 倫 子
教 育 委 員 会 委 員	高 橋 松 久
教 育 委 員 会 委 員	森 島 史 枝
教 育 委 員 会 委 員	上 野 正 道

説明のための出席者

学 校 教 育 部 長	福 士 昌 三
生 涯 学 習 部 長	奥 山 雄 三 郎
学校教育部次長兼教育総務課長	関 口 豊 樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	長 谷 修
生涯学習部参事兼中央公民館長	堀 川 政 昭
教 育 管 理 課 長	横 瀬 修 克
教 育 指 導 課 長	手 島 牧 子
学 校 給 食 課 長	星 加 敏 昭
文 化 財 課 長	藤 原 真 吾

図 書 館 長	増 田 潔
教 育 管 理 課 長 補 佐	齋 藤 勉
事務局	
教育総務課主幹兼課長補佐	河 本 幸 雄
教育総務課教育総務係長	佐 藤 卓
教育総務課教育総務係主任	馬見塚 由 子
欠席者	
なし	

---

(会議議題)

◎ 教育長報告事項

- ①専決処理について（物価高騰による学校給食賄材料費の増額について）
- ②専決処理について（朝霞市学校給食費特例徴収規則について）
- ③朝霞市立小・中学校教職員テレワーク試行実施について
- ④いじめに関する調査結果について
- ⑤令和7年度朝霞市教育研究奨励費受給者について
- ⑥令和7年度第2回朝霞市学校給食運営審議会について
- ⑦第42回朝霞市芸術文化展について
- ⑧令和7年度放課後子ども教室事業（居場所提供型）の利用状況について
- ⑨第38回企画展「根岸古墳群と内間木古墳群 ～朝霞の古墳時代～」事業報告について
- ⑩第23回らいぶらりコンサートについて

◎ 提出議案

- 議案第35号 第3期朝霞市教育振興基本計画の策定方針について
- 議案第36号 朝霞市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱及び任命について
- 議案第37号 朝霞第十小学校運営協議会委員の解任及び任命について
- 議案第38号 学校給食費の見直しについて（答申）
- 議案第39号 朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について
- 議案第40号 朝霞市学校給食運営審議会委員の委嘱について
- 議案第41号 朝霞市社会教育委員の委嘱について
- 議案第42号 朝霞市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第43号 朝霞市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 議案第44号 朝霞市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第45号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて
- 議案第46号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ◎1 開会宣言

#### ○二見教育長

ただいまから令和7年第6回朝霞市教育委員会定例会を開きます。

本日は傍聴希望者がおりますので傍聴席の方に御案内してございます。

### ◎2 会議録署名委員の指名

#### ○二見教育長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日開催の会議における会議録の署名につきましては、平木教育長職務代理者をお願いしたいと存じます。

### ◎3 会議録の承認・訂正

#### ○二見教育長

次に、会議録の承認でございます。

令和7年第2回教育委員会臨時会及び令和7年第5回教育委員会定例会の会議録について、追加、訂正等があればお申し出いただきたいと思っております。

追加、訂正がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

異議がございませんので、原案のとおり承認することといたします。

次に、本日の議事でございますが、教育長報告事項が10件、提出議案が12件でございます。

なお、本日の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に該当するものはございませんでした。

さて、ここで議事を非公開とすることについて発議させていただきます。教育長報告事項の4点目「いじめに関する調査結果について」につきましては、児童生徒の個人情報保護の観点から、また、議案第45号及び46号「朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて」につきましては、人事に関する案件でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることを御提案します。なお、会議を非公開にするには、非公開の発議を出席者の3分の2以上の多数で議決した場合でございます。これより、採決いたします。

教育長報告事項4点目並びに議案第45号及び議案第46号につきまして、議事を非公開とすることに賛成の者の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手総員です。

よって、教育長報告事項4点目並びに議案第45号及び議案第46号につきましては、議事の最後に非公開で行うことに決します。

#### ◎4 教育長月間行事の承認

##### ○二見教育長

次に、教育長月間行事の承認に入ります。

令和7年5月の教育長月間行事実績及び令和7年7月の教育長月間行事予定につきましては、配付資料のとおりとなります。

これらの行事につきまして、御異議ございませんか。

異議がございませんので、教育長月間行事を資料のとおり承認することにいたします。

#### ◎5 教育長の報告

##### ○二見教育長

次に、教育長の報告に入ります。

事前に配付しております、教育長報告事項のうち、1点目から3点目、5点目及び8点目以外につきましては、担当からの説明を省略します。

1点目から3点目、5点目及び8点目の説明後に、質疑応答に入ることといたします。

なお、6点目の内容につきましては、この後の教育長報告事項1点目と議案第38号で御説明させていただきますので、ここでは説明を割愛させていただきます。

それでは、教育長報告事項1点目につきまして、説明をお願いします。

学校教育部長。

##### ○説明員・福士学校教育部長

専決処理の状況につきまして御報告申し上げます。

学校給食賄材料費の増額について、6月の市議会定例会に補正予算案を提出する関係上、お諮りする時間的余裕がなかったため、専決処理いたしましたので、ここに御報告申し上げます。

物価高騰が続く中、学校給食食材費も値上がりが続いており、令和6年10月から給食一品減を月に数回設けております。

現在、令和7年10月からの学校給食費改正を検討しておりますが、できる限り早期に一品減を解消するため、令和7年7月から9月までの給食賄材料費について、交付金を活用して増額するものがございます。

本件につきましては、先月の教育委員会定例会におきまして、学校給食運営審議会に諮問を行い、5月26日に開催された同審議会において審議がなされました。

審議会では、令和6年10月から月に数回実施している副菜の一品減について、できる限り早期に解消することが望ましいとの意見で一致いたしました。

財源としては、国の交付金等を積極的に活用し、保護者の負担を軽減することとし、交付金等を活用できない教職員等においては、周知を徹底し、追加徴収に関して理解を得ることとしています。

以上でございます。

○二見教育長

続いて、教育長報告事項3点目につきまして、説明をお願いします。

教育管理課長。

○説明員・横瀬教育管理課長

教育長報告事項の3点目、朝霞市立小・中学校教職員テレワーク試行実施につきまして、教育管理課から御報告申し上げます。

学校における働き方改革の推進が、全国的に求められる中、教職員の業務改善と負担軽減を図ることにより、教育本来の活動により専念できる環境を整備し、児童生徒及び教職員のウェルビーイングの向上を通じて、持続可能な教育活動を実現していくことが学校教育の重要な課題となっております。

本市においては、令和7年5月28日に朝霞市立小・中学校負担軽減検討委員会及び部会を開催したところ、ICTを活用したテレワークの実施が教職員の負担軽減に有効な施策の一つとの御提言をいただきました。

今回、これらを受けて、令和7年7月1日から令和8年3月31日までの間、試行で実施するものでございます。

本日御意見等をいただいた上で施行してまいります。

以上でございます。

○二見教育長

失礼しました。1点訂正させていただきます。教育長報告事項2点目の説明が抜けておりましたので、教育長報告事項2点目につきまして、説明をお願いします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

専決処理の状況につきまして御報告申し上げます。

朝霞市学校給食費特例徴収規則について、定例会にお諮りする時間的余裕がなかったため、専決処理いたしましたので、ここに御報告申し上げます。

内容といたしましては、教育長報告事項1の学校給食賄材料費の増額に伴うもので、教職員等や試食の際の追加徴収について定めるものでございます。

以上でございます。

○二見教育長

続いて、教育長報告事項5点目につきまして、説明をお願いします。

教育指導課長。

○説明員・手島教育指導課長

教育長報告事項5点目、令和7年度朝霞市教育研究奨励費受給者について御説明申し上げます。

令和7年度朝霞市教育研究奨励費受給者につきましては、例年どおり経験年数6年次以降の教員を中心に、若手の教員を育成する目的で行われております。そちらの名簿にございます今年度は7名の教職員の方がそれぞれの教科等について研究を進めていく日程でございます。日程等につきましては、そちらに示してあります5月28日開校式を行いまして、2月に閉校式という形で研究の方を進めてまいります。報告の方は以上でございます

○二見教育長

続いて、教育長報告事項8点目につきまして、説明をお願いします。

生涯学習部次長。

○説明員・長谷生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長

それでは、生涯学習・スポーツ課から放課後子ども教室について、御報告させていただきます。

本年、4月から始まりました「居場所提供型の放課後子ども教室」は、2月21日に特定非営利活動法人「三楽」と委託契約を締結し、保護者からの登録を3月から開始いたしました。

3月・4月・5月の登録状況は、第六小学校では、110人、23人、25人、5月末現在で合わせて158人となっており、第八小学校では75人、16人、11人、5月末現在で102人となっております。

実際の利用は、4月8日の始業式の日から開始し、第六小学校の4月が延べ274人、5月が490人、2箇月合計で764人、第八小学校は265人、390人、2箇月合計で655人となっており、1日当たりの平均で見ても、増加傾向であります。

ちなみに、今月は、1日で46人の日もあるなど、保護者の間で、浸透してきているのではないかと感じております。

来月後半には、夏休みを向かえ、朝9時から預かる形になりますので、1日かけて何かイベントのようなものができるか、委託業者と話を詰めているところでございます。

報告は以上となります。

○二見教育長

報告事項についての説明が終了となりました。それでは、非公開とされた、4点目以外の報告事項について、御質問等はいかがでしょうか。

森島委員。

○森島委員

はい。専決処理1番の、物価高騰による学校給食費の増額についてですが、10月から月に数回の一品減を早期に解消するという目的で、今回増額するという事なんですが、一品減があった状況で保護者や生徒から実際にどのような声が上がっていたか教えていただけますでしょうか。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・星加学校給食課長

はい。児童生徒の保護者から、子どもがお腹をすかせて帰ってくるといった御意見が寄せられています。

特に中学生の生徒さんや小学校の高学年の児童からの意見が多くありました。食べ盛りの児童生徒や保護者の方からの御意見が多かったものこちらでは捉えております。以上でございます。

○森島委員

ありがとうございます。

○二見教育長

他にございますか。

高橋委員。

○高橋委員

報告事項1点目の賄い材料費についてですが、今回の増額によって、月に何回か行われた一品減は解消されるということよろしいでしょうか。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・星加学校給食課長

はい。今回の補正予算につきましては、副菜の一品減を解消するための予算でございますので、給食の質そのものには変わりはありません。具体的に申し上げますと、魚についてはサバ等の干物中心で、デザート等がほとんど提供できない献立となりますが、副菜の一品減については解消できるものと考えております。以上でございます。

○二見教育長

その他ございますか。

森島委員。

○森島委員

同じく今の報告事項1点目について、職員は実費で徴収ということに対しては、何か意見とか反対、それはちょっととか、だったらいらぬという反応とかはどうだったんでしょうか。

○二見教育長

教育管理課長。

○説明員・星加学校給食課長

はい。徴収する教職員等の方につきましては、通知をさせていただいて御説明をさせていただいたところですが、今のところそういった御意見は特にございません。

○二見教育長

金額的にはいくらぐらいになるのか。

学校給食課長。

○説明員・星加学校給食課長

小学校が540円、中学校が580円でございます。7月と9月の給食回数が全部で30回ございます。その30回分の給食費を全部まとめますと小学校が540円、中学校が580円の増額ということでございます。

○二見教育長

一品減については、月に数回なんですよね。それが30回も。

学校給食課長。

○説明員・星加学校給食課長

30日の給食の積算を申し上げますと、30日の給食のうち、3日に1回は一品減になると想定をいたしまして、10日分で積算をいたしました。その10日分の積算を積み上げますと、1人当たり小学校の先生が540円の増、中学校の先生については580円の増額ということでございます。

○二見教育長

その他、2点目3点目、4点目以外はどうでしょうか。質問があればどうぞ。

平木職務代理。

○平木教育長職務代理者

教育長報告事項3点目、朝霞市立小中学校教職員テレワーク試行実施についてでございますが、テレワーク制度の目的は何でしょうか。

○二見教育長

教育管理課長。

○説明員・横瀬教育管理課長

教職員の働き方改革を推進する一方で、学校教育活動、公務の円滑な実施を両立させることを目的とした制度でございます。働き方に柔軟性を持たせつつ、集中できる環境で、教材研究、授業準備などの質の向上や業務の効率化を図ることを目的としております。

○二見教育長

補足させていただくと、夏休みですので、子どもが学校に来ていないのであれば、出勤しないでも家からでもですね、仕事をすることによって、往復の通勤時間が軽減されるということがありますので、そういったことも含めて夏休みに、これは県内でも初めて朝霞市がやるので、試行的にやってみたいなということで県と調整しています。他に御質問ありますか。

上野委員。

○上野委員

教育長報告事項3点目についてですけれども、在宅勤務中の勤務実態についてはどのように把握するのでしょうか。

○二見教育長

教育管理課長。

○説明員・横瀬教育管理課長

始業終業につきましては、勤怠管理システムの打刻により確認を行うこととなります。また実施後には報告書の提出を求めておりまして、校長は必要に応じて業務の遂行状況を確認できる仕組みとなっております。勤務実態は把握できるものというふうと考えております。

○二見教育長

他にございますか。

森島委員。

○森島委員

報告事項3点目ですが、教育長が県内初と言われたんですが、なぜ朝霞市はそれが可能になったのか。元々できたものなのかそれとも何かシステムが変わったことによってできるようになったことなのか、その辺はどうなんでしょう。

○二見教育長

教育管理課長。

○説明員・横瀬教育管理課長

在宅勤務につきましては、コロナ禍以降から在宅勤務というのはございました。今回につきましては、基本的にそれは感染症対策において在宅勤務を行うことが一般的ではございましたが、この働き方改革の状況の中で、朝霞市においては更新システムが整ったということもあり、情報セキュリティシステムの方についても安全性を担保できるというようなところで、長期休業中の中で在宅勤務を改めて別の要領を市として設けることで実施できるというような確認を取っておりますので、その流れで実施することになったというところです。

○森島委員

ありがとうございます。

○二見教育長

他にございますか。

高橋委員。

○高橋委員

報告事項の3点目の件なんですが、この要領の中で6条の2項、二つ目のところ、テレワーク自体5日以内とするとあるんですが、5日に制限した理由などあればお願いします。

○二見教育長

教育管理課長

○説明員・横瀬教育管理課長

本制度はまず試行的に導入するものでございまして、教育現場への影響を慎重に見極めながら進めていく必要があるというふうに捉えております。そのためまず実施日数については上限を設けて段階

的な導入とさせていただきたいと考えています。今後運用実績等を踏まえながら制度内容については検討して行きたいと捉えております。

○高橋委員

分かりました。もう一ついいですか。

○二見教育長

どうぞ。

高橋委員。

○高橋委員

その先の9条のところにもあるんですが、このテレワークを認める時間は多分勤務時間に準ずるとのことだと思うんですが、これは時間外というか、その時間の枠をずらすのも認めなかった理由は何があるんですか。学校に普段行っている時間でテレワークしてくれということだと思うんですが、それは例えば仕事量、人によってもあると思うので、そこの自由な時間的なところの自由さが無いというのは、やっぱり試行段階だからですか、それとも今後はもっとフレックス制みたいな感じで自由になる可能性もあるんですか、という質問なんです。

○二見教育長

教育管理課長。

○説明員・横瀬教育管理課長

休憩時間については勤務時間が7時間45分に対して45分を今設定しておりますので、基本的には学校と同様に45分の休憩を取るというところで進めているところでございます。埼玉県の方でもフレックス制度の導入が進められていますので、今後そちらの方の動向を注視しつつ、場合によってはそういった運用もあるかというふうに捉えています。

○高橋委員

ありがとうございました。

○二見教育長

斎藤補佐。

○説明員・斎藤教育管理課長補佐

ただいまの御質問なんです、まずは学校の方で勤務の状況を管理しなければならない、その勤怠管理の管理のしやすさというところで、まずは1日学校の勤務状況と同じ状態で勤務していただくということを原則としております。以上でございます。

○二見教育長

よろしいでしょうか。

○高橋委員

はい。

○二見教育長

他に御質問ございますか。

平木職務代理者。

○平木教育長職務代理者

教育長報告事項8点目、令和7年度放課後子ども教室事業の利用状況についてでございますが、先ほど登録者数及び利用者について御説明をいただきましたが、この事業3ヶ月ほど経ちますのでその中での様子などを少し教えていただけたらと思います。

○二見教育長

生涯学習部長次長。

○説明員・長谷生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長

先ほど説明したとおり4月8日から子どもを預かるというところが始まりまして、私も何回か現場の方見させていただいておりますが、まず学校が終わって、六小と八小だけでスタートしましたけれども、まずはちょっと落ち着いて宿題とか、そういった机に向かう時間をちょっと設けたり、それがある程度落ち着きましたら、体育館ですとか校庭に行ってみんなで遊ぶというような、自由の時間を過ごしているなというふうに感じておりますので、子どもたちの放課後の居場所作りには、できているなというふうに感じております。以上です。

○二見教育長

よろしいでしょうか。他にございますか。それでは御質問がないようでございますので、これで局長の報告を終わります。

---

◎6 議案の審議 議案第35号 第3朝霞市教育振興基本計画の策定方針について

○二見教育長

次に、議案の審議に入ります。

議案第35号 第3朝霞市教育振興基本計画の策定方針についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第35号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、第3期朝霞市教育振興基本計画の策定方針について議決を求めるものでございます。

教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本市における教育振興の施策に関する基本的な計画でございます。

現行の第2期朝霞市教育振興基本計画の計画期間が令和7年度末までとなっていることから、本議案のとおり策定方針を定め、この方針に沿って次期計画を策定してまいりたいと考えております。よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案について質疑をお願いします。

平木職務代理者。

○平木教育長職務代理者

基本理念について質問をさせていただきたいと思いますが、基本理念と基本方針の案はどのように今回決めたのかということと、それから基本理念案について、第2期で生きる力を育むとしていた部分を、ともに未来をつくるとした理由について、そして基本理念案の豊かな心とは、どういう理由で入れているのかという点をお聞きしたいと思います。

○二見教育長

教育総務課主幹。

○河本教育総務課主幹兼課長補佐

まず1点目のどういうふうにしたのかということにつきましては、教育委員会内の部課長で実施しております、策定委員会作業部会の事前の打ち合わせに、教育長にも御出席いただきまして、何度も議論を重ね、最終案を作成しております。次に、「生きる力をはぐくむ」としていたところを「ともに未来をつくる」とした理由でございますが、現行の計画で育ててまいりました「生きる力」を土台としつつ、市民一人一人が、自分自身の未来を考えるだけでなく、仲間や地域社会と協力し合うことで、共生社会の実現を目指す意味を込め、「ともに未来をつくる」といたしました。最後の「豊かな心」は、心の豊かさは、他者への思いやりや共感、自己理解、倫理観などを含む広い意味を持ち、人として欠かせない要素と考えています。豊かな心を通じ、子どもたちが自分自身や他者を大切にし、社会の一員として他者と協力し合うことができるようになるという意味で入れております。以上でございます。

○二見教育長

よろしいでしょうか。今回もかなり大きく理念を変えましたけども、私は常々教育は未来づくりと言っていますが、これから予測困難な未来がある中で、ここへ向けて未来をつくるという言葉を入れたいというふうな思いがあって入れたところでございます。ほかに御質問ございますか。高橋委員。

○高橋委員

基本方針の変更点について説明をお願いしたいと思う。変更点一つ目の「生きる力をはぐくむ」としていた部分を「よりよい社会を創造する」とした理由と、2期の時点で「ともに学び 生きるまち」としていた部分を「ともに学び 支え合うまち」となった理由をお願いします。

○二見教育長

教育総務課主幹。

○河本教育総務課主幹兼課長補佐

「生きる力をはぐくむ」としていた部分を「よりよい社会を創造する」とした理由ですが、子どもたちが自己実現を果たし、責任感や創造力を持って社会に貢献できるように環境を整えることを目指す意味を込め「よりよい社会を創造する」といたしました。次に「ともに学び 生きるまち」として

いた部分を「ともに学び 支え合うまち」とした理由でございますが、全ての住民が尊重され、安心して暮らし、お互い支え合いながら心豊かな日々を送ることができる地域社会の実現を目指す意味を込め「ともに学び 支え合うまち」といたしました。

○高橋委員

ありがとうございます。

○二見教育長

ほかに質疑はありませんか。質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第35号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

◎6 議案の審議 議案第36号 朝霞市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱及び任命について

○二見教育長

議案第36号 朝霞市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第36号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市教育振興基本計画策定委員会条例第4条第2項の規定に基づき、朝霞市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱及び任命を行うものです。

これらの委員で構成される朝霞市教育振興基本計画策定委員会において、今後、第3期教育振興基本計画の計画案を作成し、教育委員会に答申をいただく予定としております。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いします。

平木職務代理者。

○平木教育長職務代理者

はい。こちらの発令候補者のうち2名、市民の方がいらっしゃいますが、差し支えない程度で、どのような方なのか教えていただければと思います。

○二見教育長

佐藤係長。

○佐藤教育総務課教育総務係長

お答えします。教育振興基本計画策定委員会委員へ就任をお願いしたお二人の市民の方ですが、選

任に当たりましては、名簿の中から「教育分野」に関心のある方、そして平日日中の会議に出席できる方の中から、まず候補者を選定いたしました。さらに、今後策定委員会の中で、子育て世代の視点に立った御意見、また若い世代の方からの御意見をいただくため、今回は30代、40代の男女お一人ずつに就任をお願いしました。

○二見教育長

よろしいでしょうか。他に御質疑ございますか。本日基本理念と基本方針を御承認いただきましたので、これをベースにこの後この委員の方々と審議をします。策定のスケジュールを教えてくださいますか。

教育総務課主幹。

○河本教育総務課主幹兼課長補佐

まず7月30日に委員の委嘱式及び第1回の策定委員会を開催する予定でございます。第2回の会議が8月28日に開催予定となっております。3回目以降は日程調整中です。

○二見教育長

これは傍聴可能なんでしたっけ。

○佐藤教育総務課教育総務係長

はい。

○二見教育長

分かりました。他に本議案について質疑ございますか。質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第36号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

◎6 議案の審議 議案第37号 朝霞第十小学校運営協議会委員の解任及び任命について

○二見教育長

議案第37号 朝霞第十小学校運営協議会委員の解任及び任命についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育長部。

○説明員・福士学校教育部長

議案37号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、学校運営協議会委員の解任及び任命について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

内容は、朝霞第十小学校学校運営協議会委員のうち、子どものための会副会長の交代に伴い、原山由佳氏が学校運営協議会委員を退任し、新たに子どものための会副会長山本董氏を任

命するものでございます。

なお、任期は朝霞市学校運営協議会規則第8条第2項の規定により、発令日から前任者の残任期間となります。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第37号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎6 議案の審議 議案第38号 学校給食費の見直しについて(答申)

○二見教育長

議案第38号 議案第38号 学校給食費の見直しについて(答申)を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第38号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和7年3月の教育委員会定例会において、「学校給食費の見直し」について教育委員会から学校給食運営審議会への諮問に対し、学校給食運営審議会から答申がございましたので御報告するとともに、学校給食費の見直しに関しまして御審議いただくものでございます。

まず答申についてでございますが、物価の高騰のみならず、様々な要因による更なる物価の上昇を勘案した結果、現状の学校給食費では安全・安心で栄養バランスのとれた魅力ある学校給食の提供が困難であり、「食育」の観点からも学校給食のより一層の充実が望まれることから改定することが妥当であるという結論に至っております。

改定時期及び金額に関しては、令和7年10月1日から、月額として小学校が1,300円増額の6,000円、中学校が1,500円増額の6,800円が適当であると答申されました。

小・中学校における金額差は、中学生が小学生の1.27倍の栄養価が必要となり、給食の提供量も異なるためでございます。

なお議論の中では、学校給食課で行った保護者アンケートにおける保護者の皆さまの意見を踏まえ、月に数回減らしている副菜の1品減を解消するだけでなく、物価の上昇が著しい中でも、令和5年度時点を目安として様々な食材を使用した豊かな献立を提供できること、そしてなにより美味しい

給食を成長期の子どもたちがお腹いっぱい食べられるよう望む声がございました。

つきましては、答申のとおり、学校給食費の改定をすることについてお諮りいたします。

なお、現在開催中の市議会定例会の総括質疑における利根川議員からの質疑に対して、市長から「今回は値上げ幅も大きく、物価高騰が続く中、厳しい状況にある保護者の皆様もいらっしゃるごことから、10月からの給食費の改定に合わせた、保護者負担軽減について検討する」との答弁がございました。

現在、学校給食課では、この市長答弁を受けて、具体的な内容について、市長部局と調整を行っているところでございます。負担軽減額や軽減期間、財源等、内容が決まりましたら御報告いたします。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いします。

高橋委員。

○高橋委員

今回の改定、具体的に給食はどう変わるのでしょうか。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・星加学校給食課長

今回の改定により、前回給食費を改定した令和5年度と同程度の給食の提供が可能となります。具体的に申し上げますと、魚ではこれまで、干物中心だったものがブリですとか赤魚みたいなものが、お出しできるようになります。またデザートについても、今現在月1回程度、ほとんど提供できないような状況だったんですが、例えば行事食、クリスマスケーキであったりとか、七夕ですとかそういった行事食も含めて提供できるようになるものと考えております。以上でございます。

○二見教育長

よろしいでしょうか。他に質疑ございますか。

上野委員。

○上野委員

学校給食運営審議会では、今回の価格改定に関して、委員からどのような意見が出たのでしょうか。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・星加学校給食課長

一例を申し上げますと、2号委員の学校長代表の委員会の御意見として、子どもたちにはお腹いっぱい食べてほしいと思っており、特に運動部の生徒などは、部活が始まる前からお腹をすかせている

子どももいるくらいなので、十分な量が確保できる改定を行ってほしいとの御意見がございました。

○二見教育長

よろしいでしょうか。他にありますか。

森島委員。

○森島委員

近隣3市の給食費ってのは今現在どのような状況なんですか。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・星加学校給食課長

それでは改定後の本市の学校給食費と、あと近隣3市の給食費併せてですね、各市でそれぞれ本市も含めて、保護者負担の軽減を行っておりますので、本市の改定後の保護者の負担額、それから近隣3市の負担額ということで、順に申し上げます。

まず学校給食費でございますが、小学校の学校給食費が朝霞市が6,000円、志木市が5,610円、新座市が5,150円、和光市が4,800円。

続きまして中学校につきましては、朝霞市が6,800円。志木市が6,630円。新座市が6,050円。和光市が5,900円でございます。

保護者負担の軽減につきましては、朝霞市が5,500円、保護者負担につきましては小学校が、朝霞市が5,500円、志木市が4,930円。新座市が4,500円。和光市が4,800円。

○二見教育長

ちょっと待って、軽減額ではない。

○説明員・星加学校給食課長

軽減額ではないです、すいません。保護者負担軽減後の保護者負担額です。

○二見教育長

軽減額を言ってください。

○説明員・星加学校給食課長

失礼しました。保護者負担額です。保護者の方が軽減後にお支払いする、実際にお支払いになる給食費でございます。

○二見教育長

軽減している額を言って、それによって元の額からいくらになったのかっていうことを言ってくれないと分からない。

○説明員・星加学校給食課長

大変失礼しました。それでは軽減額を次に申し上げます。保護者負担の軽減額といたしましては、小学校から申し上げます。朝霞市が500円、志木市が680円、新座市が650円。和光市は行っておりません。続きまして中学校につきましては、朝霞市が500円、志木市が850円、新座市が

750円、和光市が行っておりません。最後に保護者負担額、朝霞市が5,500円、志木市が4,930円。新座市が4,500円、和光市が4,800円。中学校につきましては、朝霞市が6,300円、志木市が5,780円、新座市が5,300円、和光市が5,900円。以上でございます。

○二見教育長

今の最後の答えは、値上げをした後の金額に対して、今やっている500円の支援が続くのでって  
いうことですね。

学校給食課長。

○説明員・星加学校給食課長

はい。おっしゃるとおりでございます。

○二見教育長

ちょっと分かりづらいんですが、よろしいですかね。はい、それでは他に御質問はございますか。  
平木職務代理者。

○平木教育長職務代理者

今回の改定では、先ほどから説明もございましたが、小学校が1,300円、中学校が1,500円と値上げ幅がとても大きく、また近隣市のお話もございましたがその比較においても、朝霞市の学校給食費が高い状況になってはいますが、保護者負担の軽減を検討する必要があると思っております、その点についてはいかがでしょうか。

○二見教育長

その件につきまして私の方からお答えします。今、委員からもあって、前回の500円値上げの際も、教育委員会の皆様から、保護者負担軽減をということでお声をいただきました。結果として、令和5年度に実施した値上げ分、500円については、2年間は市の持ち出しで、今年については国の地方創生臨時交付金をもって500円をそのまま据え置いた形での徴収を行っております。

実は昨日終了いたしました市議会の定例会におきまして、総括質疑の中で議員から同様の質問がございました。やはり値上げ幅が大きいので、何とか支援ができないかということで、御質問がありまして、それに対して松下市長がこういうふうに答えています。今回値上げ幅も大きく、物価高騰が続く中厳しい状況にある保護者の方もいらっしゃることから、10月1日からの給食費の改規に合わせて、保護者負担軽減額については検討しますというふうな答弁がございました。これを受けて、この後は学校給食課長に。

学校給食課長。

○説明員・星加学校給食課長

ただいま御説明ございました市長答弁をお受けしまして、現在市長部局とですね、これからですね、調整してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○二見教育長

よろしいでしょうか。何らかの負担軽減策については、教育委員会からも強く要望したいと思っていますので、よろしくお願いいたします。他に質疑ございますか。よろしいでしょうか。

それではこれより採決いたします。

議案第38号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

◎6 議案の審議 議案第39号 朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について

○二見教育長

議案第39号 朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第39号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、先ほど議案第38号で御説明いたしました学校給食費の改定に伴い改定後の給食費を徴収するための規則改正を行うものでございます。

この改正につきましては、公募の日から施行したいと考えております。

よろしく御審議の上御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第39号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

◎6 議案の審議 議案第40号 朝霞市学校給食運営審議会委員の委嘱について

○二見教育長

議案第40号 朝霞市学校給食運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第40号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市学校給食運営審議会に関する条例第4条の規定に基づき、本年6月30日をもって任期満了となる朝霞市学校給食運営審議会委員を新たに委嘱するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いします。

よろしいでしょうか。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第40号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

◎6 議案の審議 議案第41号 朝霞市社会教育委員の委嘱について

○二見教育長

議案第41号 朝霞市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第41号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市社会教育委員設置条例第1条の規定に基づき、本年6月30日をもって任期満了となる朝霞市社会教育委員を新たに委嘱するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いします。

平木職務代理者。

○平木教育長職務代理者

こちらの発令候補者のうちの新任の市民の方について、また差し支えない程度で教えていただければと思います。

○二見教育長

生涯学習部次長。

○説明員・長谷生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長

今回選任しましたこの方につきましては、政策企画課の公募の名簿の中から、教育分野の方に丸が

されている方の中から選任をいたしました。詳しい経歴についてはまだ今回からということで、詳細についてはまだ不明でございます。以上となります。

○二見教育長

よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第41号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

◎6 議案の審議 議案第42号 朝霞市スポーツ推進委員の委嘱について

○二見教育長

議案第42号 朝霞市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

生涯学習部長。

○説明員・奥山生涯学習部長

議案第42号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定に基づき、本年6月30日をもって任期満了となる朝霞市スポーツ推進委員を新たに委嘱するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第42号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

◎6 議案の審議 議案第43号 朝霞市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

○二見教育長

議案第43号 朝霞市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

生涯学習部長。

○説明員・奥山生涯学習部長

議案第43号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市スポーツ推進審議会に関する条例第4条の規定に基づき、本年6月30日をもって任期満了となる朝霞市スポーツ推進審議会の委員を新たに委嘱するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第43号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

◎6 議案の審議 議案第44号 朝霞市公民館運営審議会委員の委嘱について

○二見教育長

議案第44号 朝霞市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

生涯学習部長。

○説明員・奥山生涯学習部長

議案第44号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市公民館設置及び管理条例第15条第2項の規定に基づき、本年6月30日をもって任期満了となる朝霞市公民館運営審議会委員を新たに委嘱するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いします。

平木職務代理者。

○平木教育長職務代理者

先ほどと同じく候補者について、新任の方がどのような方か差し支えない程度に教えていただければと思います。

○二見教育長

中央公民館長。

○堀川生涯学習部参事兼中央公民館長

こちらの方も先ほどと同じように、公募の名簿の中から教育部門に興味がある方ということでお声

がけをさせてもらっています。定数比率で男女の比率がございますので、女性の方にお声がけをさせてもらったところでございます。詳しい活動内容、御自身の活動内容等についてはまだ聞いていない状況でございます。

○二見教育長

よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第44号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

◎7 その他

○二見教育長

次に、その他に入ります。

非公開とされた案件以外で、事務局または委員の皆様から何かございますか。中央公民館長。

○堀川生涯学習部参事兼中央公民館長

当日の資料で申し訳ございません。中央公民館コミュニティセンター改修工事の延期について、1枚資料を御提出させてもらっています。中央公民館コミュニティセンターの改修工事ですが、これまで今年の9月から1年間かけまして改修工事を行う予定でございましたが、5月の15日に一般競争入札を実施しましたところ、請負事業者を決める入札が成立せず、工事の開始時期が当初の令和7年9月から遅れることとなりました。利用者団体の方にもこれに類した通知を出させてもらって、ホームページ等に掲載をさせてもらっています。9月30日までは利用者の方は中央公民館を利用できることになっておりまして、併せて東朝霞公民館と南朝霞公民館の1年間の休館日をなくしまして、利用の団体の受け入れをする予定だったんですが、これに伴い、9月の休館を無くすことも先延ばしということになりました。併せまして、今後の予定ですが、入札の告示を6月26日昨日行いまして、開札が7月24日ということで設定をし直しまして、また入札を実施する予定でございます。

○二見教育長

ただいまの報告について御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。それでは、その他を終了します。

この際、暫時休憩といたします。

これからの会議を非公開といたします。

関係説明員以外の方の退席を求めます。

また、傍聴されている方の退席も求めます。

暫時休憩

---

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項ただし書の規定により非公開】

- ◎5 教育長の報告 ④いじめに関する調査結果について
  - ◎6 議案の審議 議案第45号 朝霞市教育委員会職員の人事に関するについて  
議案の審議 議案第46号 朝霞市教育委員会職員の人事に関するについて
- 

◎8 閉会宣言

○二見教育長

ここで、会議の非公開を解きます。

以上で、本日の議事は全て終わりました。

これを持ちまして、令和7年第6回朝霞市教育委員会定例会を終わります。

本日はお疲れ様でございました。